島根県介護支援専門員登録事務実施要綱一部改正新旧対照表

改正後(新)	改正前(旧)
島根県介護支援専門員登録事務実施要綱	島根県介護支援専門員登録事務実施要綱
1~3 省略	1~3 省略
	4. 経過措置
	4. 性週旬屋 介護保険法施行令等の一部を改正する政令「以下、
	<u>政令という。」の第5条の規定により、改正後の法に</u> まずく歌唱まるかなる。
	基づく登録を受けたものとみなされる介護支援専門
	員に係る、廃止前の島根県介護支援専門員名簿作成等
	事業実施要綱「以下、旧要綱という。」の4(3)(ア)
	及び(イ)に基づく申請は、上記2.(3)及び(4),
	(5)の届出とみなす。
	また、政令第6条の規定により、介護支援専門員証
	とみなされる経過期間終了日までを有効期間とする
	介護支援専門員登録証明書に係る上記3. (2)及び
	(4) の申請は、旧要綱の4(3)(ウ)及び(エ)
	<u>の規定を適用する。</u>
4 附則	<u>5</u> . 附則
(1) 施行期日	(1) 施行期日
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。	この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
(2)島根県介護支援専門員名簿作成等事業実施要綱は	(2)島根県介護支援専門員名簿作成等事業実施要綱は

改正後(新)	改正前(旧)
廃止する。	廃止する。
附則	附 則
この要綱は、平成21年7月1日から施行する。	この要綱は、平成21年7月1日から施行する。
附則	附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。	この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
附則	附則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。	この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
附則	附則
この要綱は、令和元年5月1日から施行する。	この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
附則	附則
この要綱は、令和元年12月14日から施行する。	この要綱は、令和元年12月14日から施行する。
<u>附則</u>	
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。	

様式第1号(2. (1)関係)		様式第1号(2. (1)関係)	
ıl	護支援専門員登録申請書	ग्री	膜支援専門員登録申請書
s 9 # \$		ふりがな	
E 8		氏 名	
生年月日	(西慶) 年 月 日	生年月日	(西羅) 年 月 日
住 所	平 部道 区市 府県 町村	住 所	〒 都進 区市 府県 町村
介護支援専門員 実務研修修了日 添 付 書 類	(西羅) 年 月 日 ■介護支援専門員実務研修修了監書の写し ■本人機能ができる書類(住民票、健康保険証・運転免許証・	介護支援専門員 実務研修修了日 添 付 書 類	(西蘭) 年 月 日 ■介護支援専門員実際研修修了証書の写し ■本人嫌認ができる書類(住民業、健康保険証・運転免許証・
介護支援専門員の登録を受け 令和 年 月 日 島根県知事 様	たいので、介護保険法第69条の2第1項の規定により申請します。	介護支援専門員の登録を受け 令和 年 月 日 島根県知事 様	たいので、介護保険法第69条の2第1項の規定により中請します。
	中競者 住 所		中請者 住 所
	氏 名 (<u>M除)</u> 連絡先 () 一		氏 名 <u>血</u> 連絡先 () —

改正前(旧)

(表面)					
介護保険法第69条の2第1項各号に	Bげる欠格事	由に関する	管約書		
島根原知事 様					
	住所				
	压名			(A	<u>m</u>)
私は、介護保険法第69条の2第1項各号に掲げる欠款	●事由に係る!	事実の有能	NEDUT	は下配の	EB
であることを誓的します。					
		令和	年	月	E
R					
各事項について、「該当する」「該当しない」のいずれか	一方にOをし	て下さい。			
1 心身の故障により介護支援専門員の業務を確正に行う					
ことができない者として厚生労働省令で定める者 ※	(熱高)	16 · B	当しない)	
2 常備以上の刊に掲せられ、その執行を終わり、又は執行					
を受けることがなくなるまでの者	(MAT	6 · BH	ecter)		
3 介護保険法その他介護保険法施行令第35条の2で定					
める法律の規定により罰金の刑に係せられ、その試行を					
頼わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	(野田子	5 · M	RAIN)		
4 登録の申請前5年以内に悪宅サービス等に関し不正又					
は著しく不具な行為をした者	(動当)	8 · M	当しない()	E	
5 介護保険法第60条の38第3項の規定による介援支援					
専門員としての業務禁止の処分を受け、その禁止の期間					
中に自ら登録の清除を申請し、登録を清除されたが、まだ					
業務禁止期間が経過していたい者	(數当	76 - M	当しない		
6 介護保険法第60条の30の規定による登録消除の保分					
を受け、その処分の日から起算して5年経過していない者	(動音	16 - M	当しない	i.	
7 介護保険法第60条の39の規定による登録消除の処分					
に係る行政手続法第15条の規定による職関の遺伝があっ					
た日から処分をする日又は処分をしないことに決定する日					
までの間に自ら登録消除の中籍をした者であって、登録を					
講像された日から起算して5年を経過しない者	(数音す	6 · M#	(Lttv)		

※「原生労働省令で定める者」とは、「精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を指します。

【表面】					
介護保険法第69条の2第1項各号に	掲げる欠終事	由に関する	管約書		
島根県知事 様					
	住所				
	氏名				<u>m</u>
私は、介護保険法第69条の2第1項各号に掲げる欠	極事由に係る	事実の有額	דיוכיוו	は下記の	とおり
であることを誓約します。					
		令和	年	月	E
起					
各事項について、「飲料する」「飲料しない」のいずれた	か一方に〇をし	て下さい。			
1 ()身の故障により介護支援専門員の業務を選正に行う					
ことができない者として原生労働省令で定める者 ※	(験音	16 - N	楽しない	1	
2 禁錮以上の刑に掲せられ、その執行を終わり、又は執行					
を受けることがなくなるまでの者	(884	6 · Mi	ALTEL)		
3 介護保険法その他介護保険法施行令第35条の2で定					
める法律の規定により罰金の刑に係せられ、その試行を					
終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	(数無す	5 · M	をしない)		
4 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又					
は著しく不典な行為をした者	(験畫)	18 · M	当しない()		
5 介護保険法第60条の38第3項の規定による介護支援					
専門員としての業務禁止の処分を受け、その禁止の期間					
中に自ら登録の清除を申請し、登録を清除されたが、まだ					
業技能止期間が経過していない者	(動音:	f6 - M	当しない)	
6 介護保険法第69条の39の規定による登録消除の処分					
を受け、その処分の日から起算して5年終過していない者	(熱資	f 5 - M	当しない)	
7 介護保険法第60条の39の規定による登録消除の処分					
に係る行政手続法第15条の規定による稼働の運知があっ					
た日から紹分をする日又は紹分をしないことに決定する日					
までの間に自ら豊勢消除の申請をした者であって、豊峰を					
消除された日から記算して5年を経過しない者	(数当4	5 · MH	SLEEL)		

※「厚生労働省令で定める者」とは、「精神の機能の障害により介理支援専門員の業務を適正に行う に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を指します。

改正後(新)	改正前(旧)
様式第2号(2.(2)関係)	様式第2号(2. (2)関係)
介護支援専門員登録移転申請書	介護支援専門員登録移転申請書
ふりがな	ふりがな
氏 名	氏 名
生 年 月 日 (西蘭) 年 月 日	生 年 月 日 (西羅) 年 月 日
ふ り が な	ふ り が な
〒	〒
修道 区市 府県 町村	住 所 都道 区市 府県 町村
登 獎 番 号	登 録 晉 号
現在の登録部道府長知事	現在の登録都道府県知事
介護支援専門員の登録を移転したいので、介護保険法第69条の3の規定により申請します。	介護支援専門員の登録を移転したいので、介護保険法第69条の3の規定により申請します。
令和 年 月 日	令和 年 月 日
島根県知事様	島根県知事 様
中請者	中陳者
住 所	住 所
近 名 (<u>無除)</u>	近 名 <u>章</u>
連 絡 先 () 一	連絡先 () —
※介護保険法第69条の3及び介護保険法施行規則第113条の9で定めている事業者及び施設に	※介護保険法第69条の3及び介護保険法施行規則第113条の9で定めている事業者及び施設に
従事する場合に移転可	従事する場合に移転回
※介護支援専門員証および本人確認ができる書類(住民票、健康保険証・運転免許証・パスポートの	※介護支援専門負証および本人強認ができる書類(住民票、健康保険証・運転免許証・パスポートの
事に等)を添付すること	事に等)を返付すること

様式第3号(2. (3)関係)	様式第3号(2.(3)関係)
介護支援専門員登録事項変更届出書	介護支援専門員登録事項変更届出書
登 終 妻 号	登 終 簽 号
ふりがな 変更前の	s 9 # 4
氏 名	変更前の氏
シ リ が な 変 更 後 の	ふりがな
氏 名	変更後の 氏 名
<i>ふりがな</i> =	\$ 9 # ts
変 更 前 の 住 所	変 更 前 の 住 所
\$ 9 # ta	ふりがな
Ŧ	₹
変 更 後 の 住 所 都道 区市 前県 町村	変更後の 住所 新選 区市 前県 町村
変 更 理 由 及び添付書類 □ 氏名の変更・・・・・・・一戸籍抄本(原本) □ 住所の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	変 更 曜 由 及び添付書類 □ 住所の変更・・・・・□住民票(原本) □ 住所の変更・・・・□住民票(原本) □ 仕基ネット利用 ※注 □ こと。
介護支援専門員の登録事項を変更したいので、介護保険法第69条の4の規定により届け出ます。	介護支援専門員の登録事項を変更したいので、介護保険法第69条の4の規定により届け出ます
令和 年 月 日	令和 年 月 日
鳥根県加事 禄	島根県知事 様
中陳者 住 所	中競者 住 所
氏名 (無難)	氏 名 血
連絡先 () 一	連絡先 () 一

改正後(新)	改正前(旧)
(以正後(新))	文 正 書 以近、信角変更の機関のため、住居基本自標ネットワークシステムを利用することについて書題します。 広 名

改正後 (新) (本) (本)	次正前 (旧) (特式第4等(2.(4)関係) 小腹支援専門員死亡等届出書 ふりがな 氏名 要前番号 車由発生日 (周電) 年月日 コ 本人を亡(漢第99条の5乗1項第1号開始)
別添 省略	別添 省略

改正後(新)	改正前(旧)
改正後(新) #式業50号(2.(5)関係) 小腹支援専門員登録:消除申請書 ふりがな 氏 名 登録 号 号 消除 項由 小腹保険法第60条の6第1号の規定により、介敵支援専門員登録の消除を申請します。 令和 年 月 日 無根係知事 様 中間者 住 所 氏 名 【制験】 連 絡先 () 一	改正前 (旧) 株式第5号(2.(5)関係) 介護支援専門員登録消除申請書 ふりがな 氏名 素録 号号 消除項由 介護宗政法第69条の6第1号の規定により、介護支援専門員登録の消除を申請します。 令和年月日 無根馬知事様 中請者 住所 氏名 連絡先() ー
※介護支援専門員証を指付すること	※介護支援専門員証を添付すること

	改正前(旧)
梯式第6号(3. (1)、(3)関係)	極式集6号(3.(1)、(3)関係)
介護支援専門員証交付申請書	介護支援専門員証交付申請書
ふりがな	ふりがな
氏 名	氏名
生年月日 (西羅) 年 月 日	生年月日 (西羅) 年 月 日
<u> </u>	<u> </u>
都道 区市 住 所 柳県 町村	都道 区市 住 所 柳県 町村
介護支援専門員 実務研修修了日 (西屋) 年 月 日	介護支援専門員 常務研修修了日 (西屋) 年 月 日
金额 等 号	金 縣 著 号
介護支援専門負駆の交付を受けたいので、介護保険法第69条の7第1項の規定により申請します。 令和 年 月 日	介護支援専門員証の交付を受けたいので、介護保険法第69条の7第1項の規定により申請します。 令和 年 月 日
島根県知事 様 中請者 住 所	鳥很県知事 様 中請者 住 所
氏 名 (制飾)	氏 名 盒
連絡先 () 一	連絡先 () 一
島根県収入証統贴付欄(4, 200円)	島被集牧入駐紙貼付欄(4, 200円)
※本人雑誌ができる書類(住民票、健康保険証・運転免許証・パスポートの写し等)と、6ヶ月以内に 撮影した、無備・正面・上半身・無背景の写真(被3cm×模2、4cm)を1枚添付すること	※本人階語ができる書類(住民票、健康保険証・運転免許証・パスポートの事し等)と、6ヶ月以戸 撮影した、無償・正国・上半身・無背景の写真(観3cm×模2、4cm)を1枚添付すること ※実務研修修7版集の年を組通している場合は再研修修了監書の写しを添付、または裏面証明を 証明を得ること

改正後(新)	改正前(旧)	
証 明 欄 下記の者は、介護保険法第69条の7第2項に規定する再研修を修了したことを証明します。 研修受験者氏名	証 明 機 下記の者は、介護保険法第69条の7第2項に規定する再研修を修了したことを証明します。 研修受験者氏名	
#7年月日 令和 年 月 日	修了年月日 令和 年 月 日	
証明者 住 所	証明者 住 所	
氏 名	進格先 () 一	

#武智7年(3. (2)関係)	改正後(新)	改正前(旧)		
※6ヶ月以内に撮影した、無帽・正面・上半身・無背景の写真(縦3cm×横2.4cm)を1枚添付すること ※現に有する介護支援専門員証を添付すること ※様式第3号の登録変更届出書と併せて中請すること ※様式第3号の登録変更届出書と併せて中請すること	#武策7号(3、(2)関係) 介護支援専門員証書換交付申請書 全	特式第7号(3.(2)関係)		

改正後(新)	改正前 (旧)		
様式第8号(3.(4)関係)	改正前 (旧) (神武策8号(3.(4)関係) ・		
連絡発()) 一 無根原収入証紙貼付欄(1,100円) ※6ヶ月以内に撮影した、無帽・正関・上半身・無背景の写真(縦3cm×横2.4cm)を1枚添付すること ※汚機又は破損により申請する場合は現に有する介積支援専門員証を添付すること ※亡失により再文付を受けた後において、亡失した介積支援専門員証が発見された場合は、速やか に発見した介積支援専門員証を返納すること	適 格 先 () 一 鳥根県収入証紙貼付欄(1,100円) ※6ヶ月以内に撮影した、無帽・正面・上半身・無背景の写真(縦3cm×模2.4cm)を1枚添付すること ※方側又は破損により中請する場合は現に有する介限支援専門員証を添付すること ※亡失により再文付を受けた後において、亡失した介援支援専門員証が発見された場合は、遠やかに発見した介援支援専門員証を返納すること		

改正後(新)	改正前(旧)		
株式繁0号(3. (5)関係)	#武策9等(3.(5)関係)		
頭形した。 ※特殊 正国*・上中 ※明 元の・子具、板のは川へ保よって川/と・心が行う ジェン ※介ux支援専門員要新研修修了書(率し)の添付、又は、上記の軽明欄に駐明を得ること ※現に有する介護支援専門員証を添付すること	撮影した、無帽・正原・上半身・無骨景の写真、(様3cm×模2、4cm)を1枚至付すること ※介護支援専門員更新研修修了書(等に)の至付、又は、上記の証明機に証明を得ること ※現に有する介護支援専門員証を运付すること		